

## 平成26年度 第4回 学長選考会議議事要旨

日 時 平成27年3月4日（水）16時00分～17時20分

場 所 本部棟2階大会議室

出席者 (学外) 井田委員、沖田委員、陣内委員、中尾委員、戸上委員  
(学内) 甲斐委員、平地委員、藤本委員、石橋委員、渡邊委員、諸泉委員  
森田委員

欠席者 (学外) 大平委員、潮谷委員

議事に先立ち、議長から、前回学長選考会議議事要旨の確認依頼があった。

### 【確認事項】

#### 1 学長選考会議のスケジュールについて

議長から、現時点でのスケジュール案について事務局説明が求められ、総務部長から、資料1に基づき、前回からの変更点として、学長選考の公示を平成27年3月9日に行いたいこと、公示後、学長候補適任者推薦の締切日を平成27年4月20日としたいこと、また、意向調査を1回実施する予定であることから、その意向調査等の日程に関して案を示していること、また、所信表明演説会の時期等について検討願いたい旨の発言があった。

検討の結果、スケジュール案では、所信表明演説会の前に不在者投票を開始することとなっているが、所信表明演説会は、不在者投票開始日の前で日程を調整することとなった。学長選考の公示日、学長候補適任者の推薦の締切日及び意向調査の日程については、異議なく了承された。

#### 2 国立大学法人佐賀大学学長選考規則等の改正等について

議長から、前回会議で決定した事項等を踏まえた学長選考規則等の改正等について、資料2に基づき、説明があった。見直しのポイントとして、学長選考会議が定める基準により学長を選考することを新たに条文に加えること、学長選考規則施行細則は廃止し、意向調査管理委員会要項を新たに定めること、学長の任期は、現行どおりとすること、学長候補適任者の推薦について、学長選考会議委員についても推薦者になることができるようにすること、学長選考会議は、監事との意見交換及び学長へのヒアリングを実施することとしたことに伴い、学長選考会議規則第2条に定める審議事項として「学長の業務執行状況に関すること」を追加することについて、確認願いたい旨の発言があった。加えて、総務課長から別冊の規則等改正案に基づき、具体的な補足説明があった。

委員から、学長選考会議委員が推薦者になることができるよう条文を改正することに関しては、これまで十分に検討してこなかったもので、しっかりと議論する

必要があるのではないかとの発言があった。

検討の結果、改正案のとおりとするが、学長選考会議委員が推薦者となった場合は、会議の議論には参加するが学長選考の投票権はないことを申し合わせとして残すこととなった。また、前回会議で検討した、本会議委員が学長候補適任者となる意志を有している場合、そのような意志を持った時点で、委員を辞任することは委員本人の判断に委ねることについても、申し合わせとして残すこととなった。

その他、委員からの意見に基づき、学長選考会議規則（案）のうち、学長選考会議の委員について定めた第3条第2号の「及び10号」の委員については、現在、教育研究評議会規則が改正に向けて検討中であることから、今回は、条文に加えないこと、学長選考規則（案）第8条の「面接の結果に基づき」については、「前条第1項の選考手続に基づき」に改めることで了承された。

議長から、その他、文言の整理等は、議長に一任願いたい旨の発言があり、異議なく了承された。

### 3 国立大学法人佐賀大学学長候補者の選考の公示について

議長から、資料3の公示内容については、先ほどのスケジュールの確認において、公示日は平成27年3月9日、推薦締切日は平成27年4月20日、また、所信表明演説会は、意向調査の不在者投票開始前で調整することが了承されているが、その他、各委員の意見をいただきたい旨の発言があった。加えて、総務課長から、所信表明演説会について、学長選考会議の委員の日程調整をさせていただくこと、また、前回の学長選考の際に、所信表明演説会の日程をできるだけ早く教職員に知らせてほしいとの学内からの要望があったことから、今回は、公示の段階で日程を公表したい旨の説明があった。

検討の結果、公示は、学長選考規則に定められているものであるもので、条文を引用した記載に改めること、また、6の5)についても「面接に基づき」は、「学長選考規則第7条に基づき」に改めることで了承された。

議長から、その他、文言の整理等は、議長に一任願いたい旨の発言があり、異議なく了承された。また、求められる学長像について、資料4のとおり整理した旨の報告があった。